改正後	改正前
（統計調査員） **第十六条**　生産動態調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、第三項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「生産動態調査員」という。）とする。 一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員	（統計調査員） **第十六条**　生産動態調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として経済産業局及び都道府県に設置されるものは、第三項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「生産動態調査員」という。）とする。 一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項に規定する警察官又は同法第五十五条第一項に規定する警察官 2　生産動態調査員は、都道府県知事から指定された事業所又は特定事業所（以下「担当事業所等」という。）を担当する。 3　生産動態調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当事業所等に係る調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。 **第十七条～第二十条**　［略］	二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項に規定する警察官又は同法第五十五条第一項に規定する警察官 2　生産動態調査員は、経済産業局長又は都道府県知事から指定された事業所又は特定事業所（以下「担当事業所等」という。）を担当する。 3　生産動態調査員は、経済産業局長又は都道府県知事の指揮監督を受けて、担当事業所等に係る調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。 **第十七条～第二十条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第五条、第十三条関係）

生産品目	調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県知事から経済産業大臣に提出する期日	経済産業局長から経済産業大臣に提出する期日
鉄鋼及び鉄鋼加工製品								
鉄鋼								
銑鉄	全部		鉄鋼月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
フェロアロイ			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
粗鋼			鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
半製品			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
鋼鍛鋼品			鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
鋳鋼品			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
普通鋼熱間圧延鋼材	全部		鉄鋼月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
一般普通鋼熱間圧延鋼材			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
再生普通鋼熱間圧延鋼材			鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部		鉄鋼月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
磨帯鋼・冷延鋼板			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
冷延広幅帯鋼			鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
冷延電気鋼帯			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ブリキ			鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ティンフリースチール			鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
亜鉛めっき鋼板			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
その他の金属めっき鋼板			鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
簡易鋼矢板			鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
軽量形鋼			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		